| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定２年未満案件）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00024沿革　平成13年９月21日　一部改正平成14年４月17日　一部改正平成14年９月17日　一部改正平成14年10月25日　一部改正平成15年３月12日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成16年10月18日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年９月21日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成19年３月14日　一部改正平成19年９月21日　一部改正平成20年３月21日　一部改正貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる輸出契約等のうち、別表１に定める輸出契約等に該当するもの（以下「特定２年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。（申込み）第１条　貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第１による貿易一般保険包括保険（設備財）申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）又はＦ／Ｄを添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表２に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。ただし、特に日本貿易保険が輸出契約等を証する書類の写しの提出を求めたときは、当該書類を添付するものとする。２　保険契約者は、前項、第２条、第３条第２項及び第７条に規定する手続について電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。第２条～第２８条（略）　　　附　則　この細則は、平成13年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成13年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成14年４月17日から実施する。　　　附　則１　この改正は、平成14年10月1日から実施する。２　第17条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生書及び入金通知書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。３　第２０条及び第２１条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。　　　附　則　この改正は、平成14年11月１日から実施する。　　　附　則１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。２　第11条、第12条、第14条及び第17条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（OCRシート３　１　０　２　）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（OCRシート３　１　０　３　）による提出を認めるものとする。　　　附　則　この改正は、平成16年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月18日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年12月４日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成19年４月１日から実施する。附　則　この改正は、平成19年10月１日から実施する。附　則　この改正は、平成20年４月１日から実施する。別表１代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から２年未満に決済される輸出契約又は仲介貿易契約。ただし、次に掲げるものを除く。１．日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの２．フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年４月１日 01-制度-00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの ３．共同保険（共同保険の取扱いについて（平成13年４月１日 01-制度-00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結するもの４．支出費用特約（支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成13年4月1日　01-制度-00043)に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの５．貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成17年４月１日 05-制度-00013）を付して保険契約を締結するもの６．フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件）７．エスカレーションクローズ付きのもの８．契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの９．被保険者が二以上のもの10．表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの11．起算点から最終の決済等の期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの12．前各号に該当しないものであって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者がこの手続細則による保険契約の申込を希望する場合は、この限りではない。13. 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。）が特約書第４条第２項各号のいずれかに該当するものであり、かつ海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（ＳＰＣ）に該当するもの（貿易一般保険包括保険（船舶）特約書の対象となるものを除く。）14．一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの別表２～別表４（略） | 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定２年未満案件）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00024沿革　平成13年９月21日　一部改正平成14年４月17日　一部改正平成14年９月17日　一部改正平成14年10月25日　一部改正平成15年３月12日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成16年10月18日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年９月21日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成19年３月14日　一部改正平成19年９月21日　一部改正貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる輸出契約等のうち、別表１に定める輸出契約等に該当するもの（以下「特定２年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。（申込み）第１条　貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）が締結された日から、原則として、１月以内に別紙様式第１による貿易一般保険包括保険（設備財）申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）又はＦ／Ｄを添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表２に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。ただし、特に日本貿易保険が輸出契約等を証する書類の写しの提出を求めたときは、当該書類を添付するものとする。２　保険契約者は、前項、第２条、第３条第２項及び第７条に規定する手続について電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。第２条～第２８条（略）　　　附　則　この細則は、平成13年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成13年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成14年４月17日から実施する。　　　附　則１　この改正は、平成14年10月1日から実施する。２　第17条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生書及び入金通知書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。３　第２０条及び第２１条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生書の写しを添付し、本店等に提出するものとする。　　　附　則　この改正は、平成14年11月１日から実施する。　　　附　則１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。２　第11条、第12条、第14条及び第17条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（OCRシート３　１　０　１　）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（OCRシート３　１　０　２　）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（OCRシート３　１　０　３　）による提出を認めるものとする。　　　附　則　この改正は、平成16年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成16年10月18日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成17年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成18年12月４日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成19年４月１日から実施する。附　則　この改正は、平成19年10月１日から実施する。別表１代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から２年未満に決済される輸出契約又は仲介貿易契約。ただし、次に掲げるものを除く。１．日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの２．フルターンキー特約（フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年４月１日 01-制度-00042）に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの ３．共同保険（共同保険の取扱いについて（平成13年４月１日 01-制度-00062）に定めるものをいう。）に係る保険契約を締結するもの４．支出費用特約（支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成13年4月1日　01-制度-00043)に規定する特約をいう。）を付して保険契約を締結するもの５．貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成17年４月１日 05-制度-00013）を付して保険契約を締結するもの６．フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件）７．エスカレーションクローズ付きのもの８．契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの９．被保険者が二以上のもの10．表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの11．起算点から最終の決済等の期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの12．前各号に該当しないものであって、船積実行日を起算としない決済（リテンション決済を除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの。ただし、被保険者がこの手続細則による保険契約の申込を希望する場合は、この限りではない。13．一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの別表２～別表４（略） |  |